

議員全員協議会

日 時	令和元年 5月17日（金） 閉会中	8時55分 開会 11時45分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよこ 書記 大塚康裕 書記 北原 大輔	
説 明 員	市長、副市長、教育長、建設理事、政策理事、総務部長、政策監 秘書政策課長、健康推進部長、健康推進課長、教育文化部長 社会教育課長、総務部長、産業経済部長、商工企業課長、観光課長 市民生活部長、環境課長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

皆さんおはようございます。ただいまより、全員協議会を始めたいと思います。

令和になりまして初めての全員協議会ということですがけれども、期待されました一番茶も終わりました、やはりかなり厳しい状況が伝えられております。そういったことで、基幹産業としての牧之原市のお茶を今後どのようにしていくかということが、非常に問われるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

2 市長報告

○議長（太田佳晴君）

それでは、ただいまから市長報告から始めたいと思います。

きょうは、市長報告がかなり案件がございます。資料を見ていただきますと、まず統合型リゾート施設についてから、その他までありますけれども、I Rから太陽光のガイドラインについては、1件ずつ市長からの報告、説明をしていただいて、その他については一括で行いたいと思いますので、最初の7件については個別で質問をお願いします。

それでは市長、よろしくをお願いします。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、私のほうから、まず1点目の統合型リゾート施設（I R）について、報告をさせていただきます。資料1が配付してございますので、そちらもあわせてごらんをいただきたいと思います。

平成31年4月26日に、牧之原みんなのくらしを学ぶ会代表、中川松枝さんから提出され、受理をいたしました、統合型リゾート施設に関する公開質問状について、令和元年5月10日に資料1のとおり回答いたしました。

詳細については担当の部長から概略を説明させていただきます。

○議長（太田佳晴君）

秘書政策部長。

○企画政策部長（坂本 勝君）

こちらの、I Rに関します公開質問状でございますけれども、お配りをしているとおりですが、質問のほうは、質問1-1から7-1まで合計22問ありまして、これまでの経緯等についての質問をいただいておりますので、こちらに記載してありますような回答内容で回答を行っております。

説明は以上です。

○議長（太田佳晴君）

失礼しました。企画政策部長でした。

それでは、ただいまの件について質問はありますか。

よろしいですか。

良知識員。

○11番（良知義廣君）

一般市民の方からの質問状については、その回答ということでありますけれども、その前に、このIRの施設の関係について、議会に対して正式な経緯から始まって、いよいよここまで来ている状況の説明がなされていないと思っております。我々が聞いているのは、JCの説明が主体で、その後、本当に市としてどういうふうな形でこれをやってきたの、そもそも論から始まって、何ら説明がないというふうに認識をしておりますので、そこら辺をまず、どうされるのか聞きたい。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

この件につきましては、いろいろ中身を検討しつつ、しかも市民への説明という中で、いろいろなタイトな時間の中で進めているわけでありまして、最終的にこれといった形にまだまとまり切っていないわけですが、これにつきましては、ご指摘のとおり議会での報告会あるいは勉強会というような形で、再度委員会あるいは全協等で協議をいただく場を設けていきたいと思っております。

○議長（太田佳晴君）

良知識員。

○11番（良知義廣君）

市長、そう言うなら、まずもって我々は市長と同じように市民の代表で選ばれて議員になっているわけだから、まずその説明責任を果たしてもらいたい。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

そういった場を早急に設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ないようですので、この件は以上にします。

次に、市内公共施設の受動喫煙防止対策についてお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは続きまして、2点目の公共施設等の受動喫煙防止対策について、資料2と追加のこのA3の資料をごらんいただきたいと思います。この今回の受動喫煙防止法の施行に伴いまして、市として、るるその対策を講じていくわけですが、これにつきましては、望まない受動喫煙を防止するため、2018年7月に、昨年7月ですが、健康増進法の一部を改正する法律が成立いたしました。昨年10月に静岡県受動喫煙防止条例が制定されました。これに伴いまして、受動喫煙防止対策が段階的に進められるということでもあります。

まず2019年、ことしですが、静岡県では、この4月から飲食店等の表示義務等が義務化をされております。そして、国からは、ことしの7月から原則敷地内禁煙は、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は原則敷地内禁煙ということが示されております。

そして、来年の4月から原則屋内禁煙、上記以外の施設でございますが屋内禁煙ということが法制化されておりますので、こういったことに関してまして市としての対応について、担当より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

ただいま、市長のほうから説明がありましたように、公共施設につきましては、早ければことしの7月から敷地内禁煙を実施していくということが法で定められています。これに当たりまして、市としまして、受動喫煙防止対策を効果的に進めるということで、市の公共施設における基本的な方針を定めるということで、庁内で協議をさせていただきました。

その結果につきましては、資料のほうにありますけれども、まず施設のほうの一覧をごらんください。一番に敷地内禁煙（喫煙場所なし）ということで、施設が多数書かれておりますけれども、こちらの施設につきましては、第1種施設という分類になります。一部2種の施設も交じっておりますけれども、こちらにつきましては、この7月から敷地内禁煙を実施する。敷地内に喫煙場所は設けないということで方針を定めました。

それから二つ目ですけれども、屋内禁煙を書かれている施設につきましては、こちらは第2種の施設に該当してきます。こちらの施設は既に屋内禁煙が実施をされております。ですが、市としましては、さらに受動喫煙防止対策を進めるということで、特に地域の施設につきましては、子供さんから高齢者の方まで幅広く利用される施設になるかと思っておりますので、こちらにも順次敷地内禁煙を目指していきたいと考えております。

地域の皆さんが利用されておりますし、管理のほうも地域のほうにお願いしている施設もございますので、また施設ごと、地区ごときちんと説明をしながら、敷地内禁煙の協力、ご理解をいただきたいと思っております。

一度には、すぐに敷地内禁煙ができないかと思っておりますので、利用される方が、例えば入り口付

近に喫煙所がある等で煙を感じながら施設を利用するということがございませんように、利用者から煙を遠ざけるような配慮を施設のほうにはお願いをしていきたいと思っています。

公園につきましては、ほとんどの施設は建物がございませんが、こちらのほうも子供さんの遊び場となっている場合がありますので、敷地内禁煙を実施していきたいと、そちらを目指していきたいと考えています。

説明は以上になります。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの件について質問はありますか。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

敷地内禁煙についてなんですが、今後スケジュールで7月からということなんですけど、とある県立高校で、もう既に敷地内禁煙を実施されていて、喫煙される教職員が敷地内で吸えないということで、正門の真ん前で、敷地内じゃないので、正門の真ん前で吸っているという事象があるんですね。それが、この市役所庁舎ですよ。特に両庁舎で吸われる方もいらっしゃると思うんですよ。そういう方々が逆に、敷地内で吸えないからといって、今の喫煙所が撤廃されたら、例えばですね、この駐車場の外、前でいう大栄館さんの前とかJ Aさんの前まで行って吸うと、余計ぶしょったいし、行政サービスを提供する人間がそれだけ時間コストを払っていいのかという話にもなると思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

現在も執務中は喫煙を避けるということで、職員の中で申し合わせがございます。休憩時間を使ってということになりますので、今、職員の駐車場は敷地外にありますので、そういったところ、休憩時間を使って等で市民の方に迷惑にならないような形でマナーを守って、喫煙される方は、そういったことも職員の中で徹底する必要があるかと思えます。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

職員の駐車場が敷地内なのか外なのかという概念は置いておいて、具体的には、例えば相良庁舎ですと、恐らく相良小学校前だと思うんですよ。逆に子供にとっては余りいい環境じゃないのかなと思いますし、榛原庁舎は静波の、もとのN T Tさんの静波のところでもいいんですかね。ちょっと具体的な場所を提示していただければと思うんですが。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

そうですね、榛原庁舎につきましては、庁舎が建っている敷地ということで、文化センターですとか、西館ですとか静波体育館が建っている敷地を敷地内と考えておりますので、そこを外してということになるかと思えます。

相良庁舎につきましては、史料館、それから史料館の西側にある駐車場を含めて敷地と考えておりますので、そこを外してということで、確かに駐車場によっては小学校の入り口近くもありますので、子供さんですとか通行人の妨げになるような喫煙の仕方をしないようにということで、マナーとして考えながら対応してもらいたいなというふうに考えております。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

どこまで徹底できますかね。もちろん、喫煙者の方々がマナーを守られているのは十分承知はしているんですが、それって、今の言い方だと自助努力にお任せしますということですよ。厳格化する必要はないと思うんですが、ある程度ルールは必要だと思います。マナーを守ってください程度ではちょっとまずいのかなというふうに、個人的には思うんです。

あともう1点、さざんかに関してはどういうふうに考えていますか。さざんかも逆に言うと、職員駐車場まで移動するのかなという話ですけど。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

さざんかも庁舎の一部と考えておりますので、敷地内禁煙になります。ですので、やはり休憩時間を使って駐車場のほうまで行っていただくか、近隣の施設で喫煙場所が設けてあるような所がございましたら、そういったことを利用していただくかということで、また職員には少し配慮しながら吸っていただくということをしてしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

すみません、最後にします。近隣の施設で喫煙所を設けているところを利用するって、それっていいんですかね。近隣の施設が民家の施設ということなのかなと、今ふとイメージしちゃったんですけど、勤務時間中、休憩中は確かに自由にその方々が銀行に行こうが郵便局に行こうが自由に休憩時間は使っていいですよ。労働基準法的には。ただ、それこそモラルの問題で、市役所職員が、たとえ休憩中とはいえ、民間の施設の喫煙所を借りに行くのはどうかなと、私は思うんですが。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

失礼しました。さざんかは一般貸出もしておりますので、市民の方も含めて今言わせていただきました。申しわけありません。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

村田議員。

○10番（村田博英君）

これは法律ですよ。それで、条例を制定したということですが、これは罰則はないんですか。よくありますよね。都内なんかでは。ポイ捨てはあれですけど。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

この罰則につきましては、法律上、まず指導助言が入ります。それから勧告公表ということで入りまして、最終過料ということで、これは県の保健所が指導監督という形になってくると思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

それって、誰かに見られたときというか、こういう人がやっているよとか、そういう監視みたいなのはどういう感じで罰則になるんですかね。スピード違反とは違うので。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

県のどの程度の厳しさというのは、ちょっと私たちもわからないんですけども、特に今回、県のほうでは、やはり飲食店等はかなり厳しくしていくのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

屋内禁煙の中に相良消防本部とかの消防の関係があるんですけども、公共施設である詰所、各分団の詰所、そのあたりはどういう、ここへ載ってないんですけどもね、どういうふうになっているんですか。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

第2種施設というところに該当するものですから、やはり同じように、法律上は屋内禁煙というようになってくるかと思います。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

実は、団員の奥さんが詰所の建物の中で、今自由に吸っているものですから、非常に健康を心配する声があるんですね。ただ、有事の際は私たちに協力してもらわなくちゃならない。多少その辺は多目に見ているのかなと思ったんですけども、その辺、やっぱり健康を害したんじゃ何でもないですから、その辺やはり、改善していくとか、そういったこと必要かなと思うんです。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

本当に市民の方に対する受動喫煙防止については、やはりこの法律の周知というのもまだ不十分な部分がございますので、今後、地域の公民館を含めて、多数の方が出入りするところは第2種施設であって、屋内禁煙が原則になってくるということで、その辺は周知を徹底していきたいと思っております。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

藤野議員の質問の補足ですけれども、やはり消防団員の方は、本当に有事のときに力を発揮していただく方々になりますので、やはり健康管理は大事だと思っています。ですので、健康推進課では、1年に1回生活習慣病の教育というか、指導というか、そういった形の場を設けまして、その中でも喫煙の指導もさせていただいておりますので、また引き続きそういったことも続けていきたいと思っております。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

生活習慣病についての健診、それは消防団の団員に対して特にやっているということなんですか。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

これにつきましては、もう数年やらせていただいております、年に2回程度、こちらの健康教育と、あとは体組成計という測定があるものですから、それでご自分の身体をチェックしていただいたり、その辺でやはり受動喫煙の問題とか、あとは禁煙に対しての意識とか、その辺も含めてお話を一緒にさせていただいているのが、今続いているという状況です。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

この県のチラシを見ると、学校、病院、官公庁などの原則敷地内禁煙となっているんですけども、市のほうでは、今言った敷地内禁煙とかいうのは絶対的に禁煙という形にするのか、原則というのをつけるのか、その辺はどのように考えているんですかね。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

敷地内禁煙で、原則はとりました。喫煙所を設けるかどうかということも議論をいたしました。なかなか国の方針が敷地内で設ける喫煙所というものが、当初いろんな意見交換を、国のレベルで意見交換しているところでは、かなり厳しい意見も出ておりましたが、最終的にかなり緩やかな基準になったということで、屋外禁煙の基準と敷地内禁煙の基準がちょっとわかりにくくなってしまったということで、市としましては、最終的に喫煙所を設けない敷地内禁煙を実施したいというふうに思っております。

○議長（太田佳晴君）

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

それでいいと思うんですけど、余りぎちぎちにしちゃうと、どこかで隠れてということが多分出てくると思うんですよ。だからある程度、特に市役所とか、そういうところって一般の方たちも出入りするんで、どこかスペースは設けておいたほうがいいのかなというのは、私は吸いませんけどね、そういったのをちょっと逃げ道的につけておく。そのためには原則というのを入れておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。

○議長（太田佳晴君）

健康推進部長。

○健康推進部長（鈴木郁美君）

私たちも同じように勤務する部分はございます。敷地内禁煙の整備と、それから多分喫煙ができる特別な施設ということで、公衆喫煙所というものを設けるとか、そういった考え方が必要に

なってくるかもしれないということで、牧之原市の市内の状況を見てで、庁舎のどこかということではなくて、市内のどこかにそういった公衆喫煙所みたいなものが必要かどうかということは、また今後検討していく必要があるかなというふうには考えております。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

第2種施設の屋内禁煙ということですが、地域の公民館、それについても順次やっていくということなんですけど、実際に屋内禁煙がやられるところがあるものですから、早急に屋内禁煙のこの2の表の中に、それらを含めまして入れていただいて、屋内禁煙というのを徹底していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

この受動喫煙防止につきましては、施設の管理者に義務づけられておりますので、やはり地域の方に周知を徹底しまして、早急に法律に基づいて、また屋内から敷地内に移行していただけるようにということで、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

原口議員。

○3番（原口康之君）

屋内禁煙のほうの2種のほうですか、米印で市が管理する公園についても、公園内の建物は屋内禁煙と書いてあるんですけど、屋外というか、公園の外に関していろいろなこういうことを周知するような、喫煙に対してのマナーとかという看板というか、そういうものをやる予定というか、あるんですか。

○議長（太田佳晴君）

健康推進課長。

○健康推進課長（水嶋美穂子君）

それにつきましても、公園の管理者の担当課と今後相談をしながら、看板設置はぜひお願いするという形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ないようですので、以上で終わります。

次に、公共施設での転倒事故への対応と損害賠償額を定めることについて、報告をお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、資料3に転倒事故に係る賠償額についてというようなことで、資料をつけさせていただいていますが、後ほど担当から詳細は説明をいたしますが、主に2点ございます。

1点については、相良総合センターい〜らにおいて、平成24年8月に発生した転倒事故に係る賠償額が提示されました。示談交渉に、ほぼ最終的な示談成立がみられるというところまで調整が整ってきているということでありますので、その件については教育委員会のほうから説明をさせます。

そして、この損害賠償補償につきまして、今回この示談あるいは賠償を行うに当たっては、地方自治法を再度担当のほうで確認したところ、金額の大小や市の予算にかかわらず、市が予算をつける、つけないにかかわらず、あるいは保険料で全額賄われるということにつきましてにかかわらず、議会の議決が必要であるということは確認をいたしました。

そして、過去においては、市の予算を伴わない保険での賠償につきまして、議決をいただくことなく賠償金の支払いが行われてきたということに関しましては、大変深くお詫びを申し上げますとともに、今後は地方自治法に基づいて適正な処理を行うよう、指示をしたところでございます。

詳細につきましては、教育委員会、そして総務のほうから報告をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

教育文化部長。

○教育文化部長（内山卓也君）

教育文化部からは、資料3に基づいて、い〜らにおいての転倒事故についての説明をいたします。

資料3のほうをごらんください。平成24年8月に転倒事故が起こっております。大道具搬入口の入り口ということで、当事者は市内の40代の男性でございました。

4番少し飛ばしまして、事故の経緯といたしましては、当事者が荷物を抱えながら大道具搬入口から歩いて入ろうとしたときに、すべって転ばれたと。当事者は動けなかった状況でございましたので、救急車で搬送し、診断の結果骨折をされていたと、緊急手術というような状況でございました。

原因といたしましては、搬入口の水はけが悪く苔が生えていたような状況で、滑りやすい状況であったということで、市の瑕疵もあったということでございます。

これまでの対応といたしましては、ご本人と謝罪も含めていろいろなお話をできてきて、入院・通院等のお金もかかりますので、そういったものについては補償等を賠償保険のほうで対応できております。

ずっとそういう形でできていたんですが、29年9月に手術をいたしまして、その後、後遺障害診断書の提出が平成31年3月にされております。これによりまして、症状の固定という形になりましたので、保険会社のほうから、賠償額の提示がされたということで、それがことしの4月中旬となります。

4番のほうに戻りますけども、賠償額については、市の賠償額としては1,138万9,170円ということで、こちらについては全額保険のほうで対応できるということで、過失割合については50%となります。

既に150万強をお支払いしておりますので、この差額が保険で対応されるという形になります。

7番のほうにいきまして、今後の対応といたしましては、先日もご本人とお話をしまして、この賠償額について提示をしたところ、おおむね了承を得られまして、損害賠償の示談が成立するという方向で今進めております。そういう状況でございます。

市長からの報告がありましたとおり、地方自治法の96条第13項に、損害賠償の額を定めることについては議決の案件となっております。

今回、示談が成立しそうだということでございますので、市の予算は伴わない賠償になりますけれども、議決案件となりますので、この6月定例会中に議案のほうを追加させていただいて、ご議決をいただければ示談という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そんな形で今進めておりますので、今回の報告となったところでございます。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

それでは、総務部から示談や賠償金の支払いに伴います、議会の手続と現状等について説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の4をごらんいただきたいと思います。和解及び損害賠償の額を定めることについてということでございます。この資料でございますが、地方自治法第96条の抜粋になります。この96条については、議会の議決事項が定められております。その中で、大文字にしてございますが、第十二号でございます。ちょっと読ませていただきますが、「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事」ということで第十二号は規定をされております。

そして、十三号が損害賠償に係る額について定めているものでございます。

このように、地方自治法では、今回の示談や賠償金額を決めることにつきまして、議会は議決をしなければならないということになっておりますので、今回議案を提出させていただくという

ことになっております。

裏面をごらんいただきたいと思います。市では、市が所有する、そして管理する施設の瑕疵や事業遂行上の過失などに起因しまして発生する事故等については適切に対応するため、賠償補償保険に加入をしまして、事案が発生した場合は保険で対応しているという状況でございます。

そして、この表でございますが、合併以降保険で対応しました示談件数と支払いをさせていただいた賠償額を年度別に集計したものでございます。

先ほど市長からも冒頭でありましたが、本来ならこの表に記載されている案件については、1件ずつ議会の議決をいただいた上で示談、賠償金の支払いをしなければならないことがわかりました。

なぜここでわかったかということでございますが、今回い～らの事故に係る決裁を行う中で議決が必要ではというような意見が出ましたので調査をしたところ、保険対応で議会の議決は必要であるということがわかりましたので、今回の報告に至りました。

調べた中では、合併以前から相良町、榛原町、保険で対応してきた事案につきましては、議会の議決がされていないというような状況でございました。

理由としましては、過去に予算が伴う事案がございましたが、その場合には十二号の規定に基づいて議決をいただいたものがありましたが、これについては基本的に予算が伴うということで議会にかけさせていただいて、議決をするという認識はあったと考えておりますが、この保険対応で賠償金が保険会社から直接個人、相手方に支払われるというもので、予算が伴わないものについては議決は不要であろうという認識、誤認をしていたものと考えております。

この件については、思い込みというものが大きいと考えております。以前から当たり前に行われている事務でありまして、いま一度法や例規を順守した行政手続がなされているかどうか、確認する必要があると考えておりますので、今回のことを含めまして、全職員で情報共有をするとともに、その他の事務手続等についても確認をあわせて行っていきたいと思っております。

大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの資料3、4の案件について質問をお願いします。

植田議員。

○9番（植田博巳君）

今の合併後の損害賠償の件数、58件ありますけれども、内容的にどういうものが一番多くてというような、表みたいなものは出ないでしょうか。それから、内容を教えてください。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

一番多い件数が、道路での補償したものです。例えば、穴があいていたところに車が通って車

がパンクしたとかホイールがだめになったとか、底が傷んだとかというものについてが多くて、道路上の関係が60%、35件程度ございます。

金額にしては数千円のものもございますので、ということではありますが、数千円にしても、金額関係なくて、やはり議会の議決をいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

今、道路関係が当然多いとは思っただけども、60%ということなんだけども、それに対して、道路の緊急補修対策というか、その行為というか予算化とか迅速性というのは、どういうふうな対応をされているのか。実際、我々も歩いていて穴があいていたり、そういうことをまた市民からも言われるんですけども、現実的に、言ってもバリケードを置いているだけで、一月二月三月、そのままの状況であるというところが結構あるわけです。そういうところの予算的な、迅速に対応するというような事故の未然防止という観点の考え方を教えてください。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

道路補修の予算ですが、通年で業者に依頼しているものがあります。穴ぼことかフリックの部分を緊急的に直すということで、箇所別に予算をとっているものではなくて、年度当初に業者をお願いをして、そういう事案があったときに直ちに修繕をしてもらって、そういう予算は計上しておりますので、建設部のほうでもそういうところで、例えば外に職員が出たときに穴があればそういうのを報告していただいて、至急その請け負った業者に依頼をすると、そういうような手続を踏んでおります。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

ぜひ、報告があったら迅速に対応していただきたいと思います。やっぱり、瑕疵事例というのが結構ありまして、今のような形の、タイヤがパンクしたとか、そういうのはまだ軽微なほうだと思うんですけども、やはり人身事故に陥るとか、いろいろなケースが多々ありますので、道路以外にもマンホールで滑ったとか、そういうのもありますので、やっぱり日々の維持管理と迅速な対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

地方自治法の規定によりますと、これはしなければならない規定なんですよ。しなければならない規定にもかかわらずしていないということの対応はどうなるのかというのが1点と、もう1点これは確認なんですけども、こうした議会の議決案件については、地方公共団体の条例で定めなさいというような形になっていると思うんですけれども、牧之原市のこうした議決案件の定める条例については、今回の事件のようなものは条例には定めていないということよろしいでしょうか。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

まず、1点目ですけど、しなければならないということで、当然やっていくべきものでありますので、これから、例えばそういう事案があった場合は、議会の会期中でなければ、極端なことを言えば臨時議会でその案件をお願いするというような、1件1件議案として出していくことになってまいります。

それから、条例の関係ですけど、条例にはないということをお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

条例について、内容を見直して、今回のようなこの事件があったという事実がありますので、その条例の改正等々含めて、今後検討をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田佳晴君）

総務課長。

○総務課長（原口 享君）

今の条例の関係ですが、恐らく市が今持っている条例は議会の議決に付する契約に関する条例というのは、今条例で持っておりますが、それ以外の、今自治法で定められている1号から十五号までございますが、これについては特に条例というよりも、上位法で定められておりますので、自治法に基づいて議会の議決の事件ということで定められておりますので、それを改めて条例でということはないと認識しております。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの件については、報告があったとおり、非常に軽微なものから大きなものまでございます。これは議会にも関係してくる、議会側すべきこともあるものですから、今後の対応について。事務局長のほうから最初に説明をさせていただきます。

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

ただいまの案件ですけれど、地方自治法の第180条の中に、議会の委任による専決処分というのがあります。先ほど来、当局側のほうの報告で、金額の大小にかかわらず、これは議会の議決が必要だよという話があったかと思いますが、閉会中にこういった案件がある場合には、その都度臨時会を開かなきゃならないということなんです。専決規定を設けて、最終的には議会のほうで報告をして、報告案件で議案として挙がってくるわけなんです。閉会中にあった事故については専決を設けて、それで対応するというのが自治法の180条に記載がございます。

この専決の規定に関しては、市長において提案権はないと。市長が専決の金額を決めると、執行側のほうのお手盛りというか、そういったものに該当するものですから、これは議会のほうで金額を定めると。専決の金額。といったことになっております。

したがって、これから議会としては、専決のこういったものを、損害賠償は当然なんです。ほかにも考えられることがありますので、専決規定を議会側で検討して、当然最初は議運の中でという形になるかと思いますが、議員発議としてこれを決定していかなければならないと。そういった流れになるかと思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

わかりました。ただ、地方自治法の中で、普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるということで明記されておりますので、その辺もあるものですから、明確に条例でそうした案件を定める条例を制定しておけば、手続上もっとやりやすくなるんじゃないかなというふうな思いがあったものですから、確認をさせていただきました。

結構です。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それではないようですので、この件は終わります。

次に、ふるさと納税について報告をお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

ふるさと納税につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。5月14日付の総務大臣通知によりまして、牧之原市がふるさと納税の対象となる地方団体に指定をされました。これは新聞等でも報道されておりますが、改めて報告をさせていただきます。

そして、指定期間につきましては、大多数の自治体と同様、令和元年6月1日から令和2年9月30日までの1年4カ月間ということで指定をいただいたところでございます。

なお、平成30年度の寄附額につきましては、約4億1,000万円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの件について、質問はありますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ないようですので、以上で終わります。
次に、物産センターについて報告をお願いします。
市長。

○市長（杉本基久雄君）

4月に市の直営でリニューアルオープンをさせていただきました物産センターでございますが、現在順調に運営が行われているということでもあります。

現状につきましては、今1カ月半ほど経過したわけでございますが、ほぼ前年と同様の売り上げ、そして入場をいただいているということでございます。

そして、商品を納入している関係の皆様からも、ご満足いただけているというようなことを伺っております。

そして、この運営につきましては、指定管理者の意向を計画をまずは半年、そして後半に新たな管理者への引き継ぎ、それに伴う出荷者等の考慮をして、丁寧な対応をさせていただいてきたわけでございますが、今後についてであります。先ほど申しましたように、新たな指定管理者への引き継ぎに関しましては、その制度あるいは事業者等の選定作業あるいは指定管理に移行する条件等の整理等に少し時間がかかるということでございますので、今年度につきましては直営で1年間通じて運営をしていきたいと考えておりますので、報告をさせていただきます。

そして、今後の状況につきましては、随時委員会あるいは全協等で報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの報告について質問はありますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ないようですので、以上で終わります。
次に、牧之原市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインについて報告をお願いします。
市長。

○市長（杉本基久雄君）

牧之原市の太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインについてでございますが、先日5月10日の文教厚生委員会で報告をいたしましたガイドラインの施行につきましては、議会からいろいろなご意見をいただきました。まだまだ内容が不十分であるというふうに私も認識をいたしました。

そういう中で、施行予定日を6月1日ということでしたが、まだまだ内容を詰める必要があるということで、庁内で再度検討させていただいて、なるべく早い時期に施行できるように調整をしてみたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

また、こうした形で、不十分な形でご説明をさせていただいたり、施行するというふうなことになることにつきましては、おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

よろしくお願いたします。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの報告について質問はありますか。

よろしいですか。

中野議員。

○13番（中野康子君）

この太陽光について、前回の文教厚生委員会のほうでいろいろ質問させていただいて、ご意見申し上げさせていただいたんですけども、そのときに、たしか広報のほうで、もうお知らせをしてあるというようなあれでございましたよね。これ、6月1日で施行をとりやめて、これからやるって、そのことも今回のあれでしっかりと周知をする予定でいらっしゃいますか。

○議長（太田佳晴君）

市民生活部長。

○市民生活部長（八木一人君）

申しわけありません。ホームページのほうで、もうガイドラインを出しておりました。きょうのこの全協を受けた段階で取り下げさせてもらうという形にしますので、ホームページのほうへ、諸事情によりガイドラインの施行日を6月1日は延期しますということでは、まず載せたいと思っております。

その後、また新たに周知期間を設けまして、いつから始めますという形で載せるという形で、ホームページのほうで今対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

名波議員。

○8番（名波喜久君）

今、太陽光発電の関係でガイドライン、延ばしてやるということでもいいけれども、一つ、今出

始めているのが、風力の発電、小型のやつが今で始めているということで、その辺の状況についても、何かガイドラインをつくったほうがいいんじゃないかなと、そんな気もするんだけど、それについては何か対応を考えていますか。

○議長（太田佳晴君）

市民生活部長。

○市民生活部長（八木一人君）

今のところ対応を考えているという部分はありませんけれども、この間の委員会でもちょっとお話ししたように、県のほうで今回の太陽光とかのガイドラインの作成とか、いろいろやっておりますし、近隣市町とも意見交換で情報交換をしていますので、今回のガイドラインを受けた中で風力のほうも、何かそういう問題が発生しているのではないかということの問題提起の中で、今後の対応が必要であれば対応していくということを考えております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

名波議員。

○8番（名波喜久君）

やはり、大きい風力でなくて小さいと、土地の規制から何から抜け穴がいっぱいできるようなことがあると思うから、その辺についてはちょっと研究してもらいたいなど、そういうふうに思います。よろしく頼みます。

○議長（太田佳晴君）

それではよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

では、この件は以上で終わります。

その他については、一括して市長のほうから報告をお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それではまず1点目でございますが、ホストタウン事業、オリンピックのホストタウン事業として行っております中国チームが、このたびサーフィンの事前合宿、強化キャンプに5月12日に牧之原市を訪れております。6月18日まで滞在をするということでございます。

今回につきましては、38名の団長以下トレーナーあるいはドクター等々を含めて、コーチを含めて38名の選手団が当市を訪れたということでございます。

14日に歓迎セレモニーを開催いたしましたところ、多くの議員の皆様にご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。

そして、2点目でございますが、今年度の一番茶の茶協ということで、一昨日の朝刊に大きく報じられたところでございます。冒頭、議長からもお話ございましたけれども、県内産茶大幅減

産かと、また相場も低迷、生産者打撃というような記事が出されましたけれども、現在茶協について、JAからの報告等をまとめている最中ではございますが、総じて私のところに現状入っている状況でいきますと、ことしは3月中旬以降の気温が非常に低かった。低温が続いた。そして、雨も少なかった。そして、3月24日には霜の被害を受けている。また、4月1日、2日の霜も影響している。あるいは、4月16日にも摘採間近の茶園の凍霜害があるというようなことでありまして、4月に入っても温度が上がらずに、摘採時期が昨年より六日から八日遅れたというようなことでありまして、そうした影響から収量が少ないというような状況でございます。

しかしながら、4月下旬からはうまみが乗ってきたというようなことで、味については好評価をいただいているというふうに伺っております。

生産の状況につきましては、産地とか地形によりまして差はありますが、おおむね平均しますと2割前後の減産というふうに聞いております。中には120%いったところもあるというようなことでございますが、総じて減産というふうに聞いております。

また、価格についても2割安と、単価が2割安ということですから、8掛ける8、64になってしまうわけですね。売り上げとしたら。というようなことで、大変厳しい状況である。茶農家にとっては、いわゆる生葉代がどれだけ返ってくるのかというのが、まだ想像がつかないというような状況であるというふうに伺っております。

そして、二番茶につきましても、もう一番茶で三桁台、1,000円を切るというような価格帯まで入ってきているということから、二番茶の需要についても、大変厳しい状況になってくるのではないかなというようなことであります。・・・摘採とか、あるいは被せをやるかというようなことの対策をしないと、なかなか売れないのではないかなというようなことも言われておりますので、二番茶まで影響が出てきますと、非常に農家にとっては影響が大きいというふうに思っているところであります。

ただ、そうした中で、生産家の皆さんの、これまでのやはり出口をしっかりと確保しているところについては前年並みに近い形で終わったというようなところもあるというふうに聞いておりますので、これからは、それぞれの生産家、あるいは茶農協、それから精機屋さんと等も含めて、おのおの対策は変わってくるかなというふうに思っております。

JAハイナンさんとも、あるいは静岡県とも、それぞれの立場で行う事業について、これから中身をしっかりと詰めて茶農家対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから3点目でございますが、みんなで作ろう市民トーク、これは既に議員の皆様には予定表を、スケジュール表を配架させていただいているところでございますが、6月26日から8月7日にかけて10地区を回って開催をさせていただきたいと考えております。

内容につきましては、先ほど申しましたようにチラシを配付しましたので、確認をしていただきたいと思っております。

そして開催の方法ですが、まず私から市政の説明。そして、地区が希望する市政内容の説明の

後意見交換を予定しておりますが、開催形式につきましては、その地区の区長さんと相談をして地区ごとに決定していきたいというふうに考えております。

そして次に、御前崎港客船誘致推進委員会から、いろいろ情報を出させていただいておりますが、5月18日、あしただございますが、オーシャンプリンセスの帆船が御前崎港へ寄港するというようなことでありまして、議員の皆様には、先般の議運の際に全議員の皆様には通知をお渡しして部長が説明をさせていただいたところがございます。

出欠につきましては、議会事務局で取りまとめただけということでもあります。

このオーシャンプリンセスにつきましては、体験搭乗ということで船に乗っていただいて、乗船をして体験クルーズができるということでもありますので、ぜひご参加をいただければというふうに思います。

そして、次の週の5月25日には、これも帆船であります、青雲丸が、こちらにも寄港いたします。セレモニーとしては8時半から、かつお祭りが御前崎市で行われますが、その中で行うということでもあります。

ただ、当日は小学校において、坂部、菅山、相良小学校、萩間小学校等で運動会が開催されるほか、そのほか自民党の第二支部の授業もあるというようなことから、議員の皆様におかれましては大変日程が立て込んでいるという状況でございましたので、議長さんに案内を差し上げさせていただいて、そして副議長に出席をいただくということもございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから続きまして、来週5月21日火曜日でございますが、市道大倉壺丁田線の完成式を予定をさせていただいております。これにつきましては、午前9時から東萩間の交差点から大倉壺丁田線に少し入ったところで予定をさせていただいておりますが、既に議員の皆様にはご案内をさせていただいているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから最後になりますが、まきのはら産業地域活性化センターについてであります、今後の事業計画につきまして、資料5、お配りをさせていただいておりますが、副市長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

それでは、資料5をごらんいただきたいと思っております。活性化センターの事業計画につきまして、先月の4月26日に開催をされました理事会で承認をされ、決定をしたところでございます。

順次説明をさせていただきます。

まず、実施方針でございます。自然環境や歴史、地場産品など地域震源の発掘や磨き上げにより、牧之原ならではの観光商品をつくり上げて、商工業あるいは農林水産業と一緒に仕事をつくり、稼ぎ、人が集まるといった持続可能な経済環境をつくり上げていくということが実施方針でございます。

次に、事業概要でございます。これも以前少し説明をさせていただいておりますけれども、まず（１）と（２）につきましては、市からの委託事業となります。地域ブランド構築事業につきましては、特にシティプロモーションに資する事業というところでございます。

また、（２）の観光まちづくり事業につきましては、マーケティングあるいは商品開発というところが主な事業となるところであります。

次に、（３）の観光イベント事業でございます。これにつきましては、旧観光協会が実施をしていました事業を継続していくということでございますが、改善を要するものについては改善をして、継続をするということで決まりました。

まず、１番目の競馬大会です。これはもう４月２８日に実行委員会を組織させていただきまして、約３万人の来場があったということで、大変にぎわったところでございます。

続きまして、海開きでございますが、これは例年どおり６月３０日に静波海岸、それから７月１日にさがらサンビーチで行うということでございます。

次の花火大会です。これが少し議論を要した案件でございます。結果的には、ここに書かれていますように、静波、相良の花火大会については、ことしの夏は見合わせるということです。来年度から実行委員会を組織して一本化していきたいということになりました。

ただ、今までずっと伝統がある花火だということで、ここで、ことしはやめてしまうのは大変もったいないということから、下にただし書きに書きましたように、今年度は田沼意次侯の３００年の記念の年でもあるということから、このお祝いの花火を１１月の第二土曜日に上げたらどうかというご意見が出まして、一応これで決定をしたところであります。

というのは、この次の週の１１月１６日、１７日に相良地区で大祭がございます。相良地区ではそういった大祭をやるということもあり、その一週間前にお祝いの花火を静波海岸で上げたらどうかというふうなご意見が出て、これで決まったということでもあります。

今後も、これから交互にやるということもございまして、また産業まつりも候補にあるということで、花火を例えば相良で上げれば産業まつりは榛原ということも、これから考えられるということもありましたので、以上のようなことで決定をしたところでございます。

それから、さがらサンビーチの初詣です。これは元旦に実施していくということであります。

次の勝間田川の桜の修景事業。これは勝間田川に提灯やトイレを設置するというところでありますので、これも誘客をするということから実施をするということです。

６番目の山梨県等への市町への観光イベントへの参加、それから観光宣伝を行っていく。これも例年どおりと一緒に行っていきます。直近では６月５日から６日にかけて山梨県のこういった各市町、それから長野県の松川町のほうに観光宣伝に私も含めて参加するということになっています。

それから、特派員の募集につきましても行っていきますが、これはきちんと募集をして、審査をして決定をしていくということで決まりました。

それから、（４）、（５）につきましては、これはこの活性化センターの独自の事業でござい

ます。中小企業等の経営支援につきましては、ビジネスマッチングや販路開拓あるいは経営支援などの相談業務を行っていく事業でありますし、また地域の活性化事業につきましては、市民や団体が比較する地域づくり等への支援事業ということになります。

以上の事業を、主なものですけれども、今年度につきましては実施をしていくということで決まりましたので、報告をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

その他含め、報告は全て終わりました。ただいまの報告を含めて、総括的な質疑がありましたらお願いします。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

いろいろ聞きたいことがあるんですが、要点を絞って聞きます。

まきのはら産業地域活性化センター事業計画についてなんですが、まず、あくまでも1社ということで、我々がどこまで話をしていいのか、市と議会がどういったガバナンスをしていくのかという問題はあると思うんですが、とりあえず参考程度でいいので、人事ですね、ポストというか、どういった方々がどういったポストについたかということをお聞きしたい。まずこれが一つ。

あと、観光イベントで、今ずらずらと説明いただいたんですが、特に二つ。まず花火大会。花火大会について、これももう既に地区の主だった方には根回しをされているみたいなのですが、果たして一週間前でいいのかというふうな声も正直出ております。16日、17日にやって、例えば16日の土曜日ですよね、ツーデイズの土曜日に上げるのであれば宿泊も期待できるだろうと。ただ、一週間前にやって、どういったシナジーがあるのかというふうにも声が出ています。

これ、一遍にやるのでは大変だからという横着以外の理由があるのであれば、一週間前にやる理由をお聞きしたいです。

あと、もう1点。観光協会の事業を引き継ぐ、改善するべきところは改善して、引き継ぐべきところは引き継ぐという話なんですが、ここをもう、相良凧がなくなっちゃっているんですよね。凧揚げ、相良凧神事というのを観光協会ですらやってくれなくなっていました。決して収益化が望める行事ではなかったんですが、一説には平賀源内のころから続いてきた伝統的なものですよ。ここで観光協会が苦しくても続けてきてくださっていたものを、活性化センターがやらないというふうになると、その伝統を最終的にぼしゃった張本人というか、戦犯になっちゃうんですけど、その辺はどういうふうにご考慮を願いますか。まずお聞かせください。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

それでは、人事のことについては、一応、市から再任用の杉村と、それから職員の加藤が出

向という形で活性化センターのほうに出むいています。

再任用の杉村については、事務局長兼理事ということでなっていたところでは、

あと、会社のほうで採用という、プロパーのほうにつきましては、ことしの7月から採用になります小栗と、それから銀行のOBの萩原さんという方が週5日来ていただいて業務にあたると。それは特に先ほど言った中小企業自立の業務になりますが、そういったこと。

それから、もともと観光協会にいました事務局3人の者は、今のところ臨時職員という形で、7月から再任用していきたいというふうに考えているところです。

それから、これは市が採用した地域おこし協力隊の中山さんという方がいるんですが、それはいろんな事業にも携わっていただいているんですが、主にこの観光商品づくり等を支援をいただくということで、籍はそこに置いていただいているというところで、今全部で8人の体制で行っているというところがございます。

それから続きまして、花火大会でございますが、これは、ことしは実はやめたらどうかという意見があったんです、初めは。ただ、来年から、例えば交代で行うということについて、するのであれば、ことし1回、そういったきちんとした中でやったらどうかという意見が出てきまして、最終的には決まったということで、ただ、16日と17日の、16日の夜は一応計画の中で、平田寺で・・・の演奏会というものが決まっていたものですから、16日の夜にやったらどうかという意見も実は出たんですけど、ただ、そういうバランスももちろんあるということから、一週間前、祝賀になるなということをやったらどうかということで、一応決まったということでもあります。

これも、僕はできないことはないというふうに思っているんですけども、それはいろんな実行委員会をつくって、理事の中にいろんな団体があるものですから、そこから若い人たちに少しずつ出ていただいて実行委員会をつくり、花火は当然委託ですから花火屋さんに上げてもらうんですけど、その広場でどういった事業、イベントをするかというところをきちんと組み立てていくということで、今後考えていけたらなというふうに思っています。

あと、根回しというか、実は相良の地区の8区については、花火について各戸から300円の寄附をいただいていたんですね。それについても、今回中止をすることになりますと、早目に情報をきちんと出しておいたほうが良いということから、この花火だけにつきまして、いろいろ担当、活性化センターの担当が各区長さんを回らせていただいたという経緯でございます。

それから、相良凧につきましては、観光協会がやっていたときから中止はされてきました。去年もありませんでした。おとしもありませんでした。最近、文化協会の小澤さんが、実は凧をつくっていただくところが、なかなか問題でして、そういった普通のその以外の方でも凧をつくってくれる方が何人かいるということから、ぜひこれを復興したいんだと。特に、この300年祭を契機に復興したいんだというようなご意見も実は委員会のほうから出ていまして、その辺についてもちょっと検討していきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

準繰りに再質問させてもらいます。今、メンバーについてはお聞きできました。もう少し突っ込んで、序列をお聞きしたいです。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

事務局長が杉村です。それから、大森が部長になっています。担当が加藤という者が、市から行っている担当が加藤です。そういったもの全般に行うものです。あと、萩原さんが特にこの（４）、（５）のほうを中心にやっていただくと。観光の事業については、今までどおり臨時職員の、旧観光協会の職員にやっていただくというのが、ほぼ割り振られたメンバーとなっています。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

次、花火なんですけど、今のお話を聞くと、今後は寄附を募らないということなんですか。逆に言うと、夏にやらないと寄附なんかしたくないよというふうな、1軒ずつの300円の徴収ではなくて、区からもらうやつではなくて、民間の事業者でご献発みたいな感じで上げていますよね。ああいうのも、夏にやるから今までお金出していたけど、もう出さないよみたいなことも言っていて、逆に言うと、そんなことをやるんだったら、別にもう今後は出さなくていいんだね寄附、というふうなお電話ももうおとといくらいからじゃんじゃんいただいているんですよ。そういったところというのが、今後丁寧にやっていかないと市民の方からご理解いただいているとは言っても、私が聞いているのは全く逆なので、なかなかご理解を示されている方ばかりでないので、あと、1週間前にやるのが、平田寺のイベントとバッティングするからという理由なんですけど、ちょっと理由としては弱いのかなと。同時にやれないのかなと。平田寺は相良ですし、静波、榛原でやれるので別にバッティングしてもいいのかなと思うんですが、ちょっと1週間前にやるという理由には弱過ぎると思います。

あと、相良凧についてはよくわかりました。ただ、昨年中止とはいいました。やっていないんですけど、それでも募集はかけたと思うんですよ。こういったことありませんかということで募集はかけられたと思うんですよ。募集をかけた上で、結局応募がなくてゼロというのと、募集もかけないというのは全然意味合いが違うと思うんですよ。その辺はちょっと含みをおきいただきたいなとは思っています。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

各区のほうに回られて、私直接回ったわけではなくて、センターの担当が回っていただきました。その中では、夏でないとだめだという声は一切なくて、例えば夏にはほかのところいっぱいあるから秋でも十分いいよねというような声が、実は私のところには逆にそっちのほうが届いているところなんです。それから、やはり相良、榛原という、今まで二つの花火があって、本数も少なかったから1本にするほうがいいよねということも実はたくさん聞いているという状況でございました。

それと、夙につきましたはわかりました。これもまた来年度理事会等の中に諮って検討していきたいというふうに思っています。

それと、1週間前にというのも理事会の中で出た案ということですから、またこれはもし、まだ9日にやるか16日にやるかというところは修正できるというふうには思っていますので、もしそういう9日より16日のほうが本当に全然いいよねということが多く聞かれれば、また検討する材料にはなるかなと思います。理事会のほうで決まったものですから、そちらに諮らせていただくということになろうかなと思っています。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

これ最後にします。花火に関してのご意見というのが、恐らく副市長に届く意見と、こちらに届く意見とやはりチャンネルが違うと思うんですね。同じ人が2枚舌で言っているわけではないと思うんですよ。ただ、往々にして、以前も議場で言いましたけれども、市の職員さんには本音を皆さん語らないという傾向はあるので、こうは思っている、市の職員さんに、親方日の丸に物申すということが、なかなか言えない方々も多いということだけは考えていただきたいなと思います。どれぐらいの件数、副市長のほうに賛同の意見があったかわからないですけど、私のところにも10件まではいかないですけど、8、9件ぐらいのお電話やメッセージはいただいています。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

副市長のところ意見ということでありましたが、私たまたま、先週の土曜日の夜ですが、6区の区長さん、そして区長代理さんの会合がございました。そこでこういったことを今検討しているけれども、どうかというようなことをお話させていただきまして、総じて1回に牧之原市合併したんだから、1カ所にまとめて大きく花火やったほうがいいんじゃないかという話と、それから夏はいろんなところで花火大会がバッテリーをするので、逆に秋のほうが空気も澄んでいるしきれいではないか、いろんな地区で今冬花火をやったりとか、秋にやったりとかいうようなことをやっているの、1回そういうことをやってみるのもいいかもしれないねというようなこ

とで、否定的な意見は、私の手前言い辛かったかもしれませんが、なかったということをもまず1点報告をさせていただきたいと思います。

それから開催時期につきましても、今ご意見あったように、私もまだここで決めたというふうには思っていないつもりでありますし、相乗効果がある日にやったほうが、私もそれはいいと思っています。これは今後、理事会等も含めていろんなご意見を踏まえて最終決定をさせていただきたいと思っています。

それから、寄附であります。これはやはり各企業さんとか、寄附の募り方も今までは、例えば相良地区では各区に対して幾らで、300円だと決めつけた形ですが、私はいろんなところの花火大会を見に行っていますが、市民花火みたいな形で、一人1,000円とか2,000円を集めてやるような花火大会もごございますので、そういった市民の皆さんからのご寄附もやり方があるんじゃないかなと思っていますし、市内にはたくさんの企業がごございますので、企業さんの宣伝も含めてご寄附をいただけるように私としても努力をしていきたいと思っています。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

今の質問に被るんですけれども、先日の夜、静波区の評議委員会がございました。私毎回評議委員会は・・・をいただいているものですから、そこでいろいろな議論をするんですけれども、その中で今、活性化センターの事業計画の中の花火大会について、いろいろ意見がございました。

意見があったのは、花火大会をここの夏はやらないというような噂があるんですけども、中止なのか延期なのかということでしたものいろいろあって、私もまだその時点で定かではなかったものですから、また確認しますよということで留置きをしておいたんですけれども、評議員さん、町内会長さんの中には、やっぱり花火大会が終わった後、静波区として海岸の清掃を行ったり、いろいろボランティア活動をしているものですから、そういった意味においても、はっきりしてもらいたい。ただ、私たちはできれば夏の風物詩として皆さん楽しみにしているから続けてもらいたいというような意見がございました。

先ほど市長が、区長さんの方には話をしてあるというような話だったんですけれども、その議論を聞いていると、何かまだ余り正確な情報が入っていないかなというふうに、そういうような発言でしたので、またその辺も踏まえて、静波区としてのいろんな清掃を初めとした事業の中で花火大会を位置づけしているものですから、その辺もはっきり静波区でいえば、花火の地元の地元ですから、そうした意味でも最低地元の人たちにご理解をいただけるような説明をしっかりとさせていただきたいなという思いで評議委員会を終わりました。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

きょう、先ほどの11月9日というのは修正させていただいて、来月の行政連絡会にはきちんとこの表を出して説明をしたいというふうに考えています。

それから、清掃をするということも少しお話をいただきましたので、次の日に。ことしに限ってはやはり秋にもっていきたいという思いは強いですので、その日を一応設定させていただいて、清掃していただけるなら、その次の日にお願いをしたいということで、その団体のところに伺ってお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

来月の地区長会ということですので、ぜひそうした思いはご理解いただけるような伝え方でお話をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

今、大井議員からご指摘いただいたように、花火大会の次の日ではありますが、静波区さんもそうですし、榛原地区は明社協がございまして、明社協の皆さんがいつも海岸清掃をやっているということで、年間行事を決める会合が18日にございます。あしたあるということですので、そこへ活性化センターの担当を外向かせていただいて、この件について報告をさせていただいて、また日程の調整をさせていただくように指示をさせていただいたところでございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

村田議員。

○10番（村田博英君）

かぶりまくっちゃうので端的に言いますが、花火大会の件なんですが、これは協賛金を集めているんですね。この花火大会のためにね。この集め方も問題になった年もありますので、改革という意味では、そういう思惑というか、考えがよくわかるので、大いにそれは透明度を高めて必要なものはやる、そうでないものはやめるということで結構だと思うんですが、ただこの花火大会自身は、ご存じのように万単位で人が出ますので、静波海岸は。そのところを、市民の夏の風物詩という思いが非常に強いということを、ぜひ頭に入れながら事業計画を組んでいただく。

それから、私予算のときに随分言わせてもらったんですが、そういうもののイベントのための予算も計上しているというふうに私は受け取っているんですが、赤字だからやめるんだというような話も聞いていますので、これは赤字といえば赤字なんですよ。だから、費用対効果というふうに感じないと、活性化センターですから、活性化のためにやっているんだと思いますね。ぜひそのところを、いわゆる観光のための総合病院というような認識で活性化センターを捉えて

いかないと、一つひとつのイベントがもうかる、もうからないじゃないと思いますので、そのあたりをぜひ、余り多くは語れないんじゃないかなと思いますので結構ですが、こういう主だったイベントですね、草競馬も大成功だったようなので、感情的に言いますと、市民感情を言うとまた相良に行っちゃったということになっちゃうんですよ。よく説明しないと。そのあたりは議員として聞かれるんですが、非常に説明に苦慮するところでありまして、観光協会という協会は非常に注目されているんだという認識のもとに、ぜひ運営をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

副市長。

○副市長（横山裕之君）

4月26日にも予算も議決をされました。その中で、市からいただくきちんとした予算の中にも観光のイベント事業もありますので、ことしは先ほど市長からも言ったように、全く寄附金をもらわないということではありません。きちんとその話をさせていただいて、いただけるのであれば、そのお金と市からの委託金をもって花火を上げたいというふうに思っています。そういうところで構築していきたいと。

交代でやるということですから、ずっと11月にこだわっているのではなくて、例えば来年度から何月がいいのか、どういう形でやったらいいのかというのを、きちんと議論して進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

今、まさに村田議員からお話があったように、万単位で人が出る。そして市民が一番期待といえますか、心待ちにしている事業であるというように、私も重々承知をしているところであります。今回は、ことしはどうしようかというような検討をしているということであったものですから、私のほうからは、ぜひとも時期がずれても、ぜひとも開催してほしいという強い私の思い入れを受け入れていただいて、このような検討になったと私は心得ておりますが、そういった意味で、費用対効果、その事業によって幾らもうかったかもうからないではなくて、トータルの経済効果につながれば私はいいと思っていますし、あるいは市の名前を売ることに関して、広く知らしめることができればいいのではないかと考えていますので、いろいろなご意見いただいたことを踏まえて、今後市民の皆さんに満足いただけるような事業になるように進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ないようですので、以上で市長報告を終わります。

ここで35分まで休憩とします。

[午前 10時 分 休憩]

[午前 10時35分 再開]

3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果

○議長（太田佳晴君）

それでは会議を再開します。

続きまして、議長・関係議員・委員会報告に移ります。

私のほうから先に関係する会議について報告をします。

まず、4月17日ですけれども、北川正恭による基調講演会ということですのでけれども、皆さん出席して、今回市民に開かれた議会、牧之原市におけるこれからの議会、議員についてということで、牧之原市民だけではなくて、100人弱の市民の皆さんにも参加していただいたの特別講演でございました。

北川先生からは、牧之原市議会の場合、個々の議員活動はそれなりに行っているが、議会が一丸となつての議会活動が必要であるとの、こういった指摘も受けました。その中で、形式的なレベルは高いけれども、それを市民に見える形で成果をしていってほしいと、そのような評価もありましたので、それを参考に、これからこの牧之原市議会のレベルを皆さんの協力によって高めていってほしいなど、そんなふうに感じました。

4月24日ですけれども、後期高齢者医療広域連合議会の例月現金出納検査がありました。3月分の現金出納検査を行い、適正に処理されていることを確認いたしました。

4月26日、牧之原市国際交流協会の総会がありまして、2018年度の事業報告、会計報告、また監査報告、2019年度事業計画案、予算案、全て原案どおりに承認をされました。

同じく4月26日ですけれども、静岡県各市選挙管理委員会連合会の通常総会が第108回ということでしたけれども、開催市が牧之原市ということで、地頭方のうおともで開催されました。県内の政令市を除く21市の関係する選挙管理委員会の皆さん、また事務局の皆さんがお集まりの中で、平成30年度の事業報告、歳入歳出決算、また31年度の事業計画、歳入歳出予算等が提出されて、原案どおり承認されました。あわせて、永年勤続の表彰式も行われました。

4月28日ですけれども、さがら草競馬大会がございました。先ほど市長からの報告もありましたように、昨年までは牧之原市の観光協会が主催しておりましたけれども、ことしはさがら草競馬大会実行委員会が組織されての開催で、大変入場者も多くにぎわったということでよかったと思います。参加した議員の皆様はご苦労さまでした・

5月7日ですけれども、御前崎港の整備促進期成同盟会の監査がありました。平成30年度分の監査を行いまして、適正に処理されていることを確認いたしました。

5月10日は春の交通安全運動出発式ということで、式が相良庁舎の駐車場で行われましたが、各地区での各議員の立哨ご苦労さまでした。

5月14日ですけれども、中国ナショナルサーフィンチームの交流会と懇親会が地頭方のうおともでありましたけれども、5月12日から6月18日までの38日間のキャンプがスタートしまして、交流会、また懇親会のほうに多くの議員の皆様が出席して、にぎやかに行われました。おもてなしを受けた中国の皆さんも大変喜んでおりました。出席しました議員の皆様、ご苦労さまでした。

以上、私からの報告は終わります。

それでは、順次関係議員の報告をお願いします。

中野議員。

○13番（中野康子君）

4月25日、例月現金出納検査がありました。これは適正に処理をされておりました。その中で、水道課が現在は余り、防災のほうに移ったそうですけれども、消火栓の点検がどのようになっているかという質問をさせていただきました。今のところ、消防団のほうにも任せている部分があるという、そのような説明がありました。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

4月26日、榛原総合病院組合例月出納検査がございました。各帳票類、現金、精査の結果、問題ございませんでした。ただ、伊藤監査委員が任期がきまして先月から欠席しておりますので、私一人でやっていますが、結構書類が多いものですから、前の鈴木監査委員は突然やめたものですから、なかなかそのときも決まらなかったんですけど、今回は任期ですから何でこんなに決まらないのかなと思っていますが、また次の、おろそかになってはいけませんので、監査委員をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

4月27日ですけれども、ご案内をいただきまして、みどり会総会に出席をいたしました。会員の相談事業とか、地域との交流事業などの活動報告と決算報告があり、全て承認をされました。総会終了後に県の福祉課長による基調講演がございました。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ほかには。

4月23日の第1回牧之原市地域公共交通会議ですけれども、私ちょっと出席できなかったんですけれども、もし出席した方で報告があればお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上にします。

3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会

○議長(太田佳晴君)

次に、議会運営委員会の報告をお願いします。

大石議員。

○14番(大石和央君)

議会運営委員会です。

5月7日、10日で委員会がありました。合わせて報告をいたします。

まず、6月定例会につきましては、後ほどご報告いたします。

先ほど議長のほうからもありましたけれども、北川さんの基調講演ということで地方創生時代に求められる地方議会のあり方の講演に関して振り返りをいたしました。議長も言われたとおり、このことを生かして、今後の議会活動に生かしていくということとなると思います。

それから、政策立案部会で議員報酬等に関する条例案について少し協議をいたしました。説明と協議です。そこで、10日もそうでありましたけれども、委員から意見がありましたので、その辺を踏まえた上で、再度報告をするということになりまして、最終的には議会運営委員会で、議員全員でこれについて協議をするということとなります。

それから、次に陳情の取り扱いということで、お手元に資料があります。最初の資料ですけれども、主要農産物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書の提出に関する陳情書でありますけれども、直接提出がありましたので、この陳情につきましては総務建設委員会に付託をするということとなります。

それから、次に議員研修でありますけれども、今年度どのような研修を行うかということについて、それぞれの皆さんもそうなんですけど、全員でテーマ等を提案していただきたいというふうに思いますので、提案がありましたらお願いをいたします。

そして、次ですけれども、常任委員会協議会における資料事前配付についての申し入れという資料がありましたけれども、これは議長のほうからこのような申し入れを市長にいたしましたので、ご確認をしていただきたいと思います。

次は、最初に戻りまして、6月の議会の提出議案ということで一覧ということで資料があるかと思いますが。報告、承認各1件で、議案が10件ということになります。

専決処分につきましては、6月13日の議決をお願いしたいということになります。

それから、あわせまして議案第26号の「固定資産評価員の選任について」も13日に議決をお願いしたいということになります。

それぞれの付託ですけれども、その次の一覧表がありますけれども、このようになりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

それから、次の資料ですけれども、牧之原市の申し合わせ事項ということになりますけれど、これは前回説明をいたしましたけれども、呼称を変えるということでもあります。今までは何回議会ということになってきたものを、何年何月議会ということになりますので、次の議会は令和元年6月牧之原市議会定例会ということで、臨時会もこうなりますけれども、ただし同一月内に臨時会が2回あった場合は第1回、第2回というような形でこのように表記をしていくということになりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、これから、当初予算が既に通っているわけでありましてけれども、この名称も令和元年度一般会計予算というような形になりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、この全協が終わり次第、報告会の資料のとじ込み作業がありますので、お願いをしたいというふうに思います。

議運からは以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長(太田佳晴君)

続きまして、総務建設委員会委員長、お願いします。

○8番(名波喜久君)

総務建設委員会ですけれども、5月9日ですけれども、委員会として、今度の視察の関係、それについての皆さんの意見を聞くということ。それから、先ほど話ありましたけれども、陳情の関係で種子法というのがありますけれども、それについて陳情がきていますので、これは総務で付託されてくるということですので、資料が大分ありましたので、委員の皆さんに資料配付として確認をお願いして読んでおいてもらうということで、今話を進めています。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長(太田佳晴君)

次に、文教厚生委員会委員長、お願いします。

○7番(大井俊彦君)

5月10日に委員会を開きまして、今後のスケジュールということで、次の市民会議の内容、日程等についてと、あと委員会視察について協議を行いました。

本日、とじ込み作業が終わってから委員会を開催いたします。その中でもこの辺について少し協議をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（太田佳晴君）

議会広報特別委員会委員長、お願いします。

○6番（藤野 守君）

5月15日に市議会だより54号ということで、主に2月定例会の内容でございますが、皆様のご協力でご協力で表紙などリニューアルをしまして発行いたしました。いろいろ、協力ありがとうございました。

少しずつ、この1年改良は加えてきたんですけども、皆様の読者のご意見などありましたらお寄せいただきたいというふうに思います。

いろいろ協力をありがとうございました。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（太田佳晴君）

議会改革特別委員会委員長、お願いします。

○15番（鈴木千津子君）

議会改革特別委員会です。4月18日に会を開きました。それにおきましては、牧之原市議会モニターに関する要綱、たたき台となる案を出しまして、一応皆様に了承をいただきました。ただし、まだ字句の訂正等残っております。そして、牧之原市議会運営というか、申し合わせ事項に関しましてですけども、その中の第7節、その他の事項についての5番、市民会議ですけども、(1)(2)と改正案を出しましたが、皆様の了承等残念ながら得られることなく、次回におきましては修正案等を提出したいと思っております。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (7) 政策立案推進部会

○議長（太田佳晴君）

政策立案推進部会部会長、お願いします。

○13番（中野康子君）

ワーキンググループ1、仮称ですが、牧之原市の子供たちの未来を考える条例につきまして、4月18日と5月9日にワーキングを開催いたしました。ワーキンググループ2の3名もオブザーバー的な形で参加させていただき、部会全員で検討を行いました。

ワーキンググループ1では、現在のところ条例の具体的な内容の検討を進めておまして、関係者の役割や市の責務などについて協議検討を進めております。検討の結果の振り返りを行いながら、よりよいものをつくるため、今後も6名全員で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

報告は終わりましたけれども、全体を通して質問等ありますか。

1点、先ほど村田議員のほうから榛原病院の監査委員がなかなか決まらないというお話があったんですけども、私も考えているところが、榛原病院、なかなか議長も今、吉田の改選がありまして、その後、話がない、また去年11月に藤田前議長がやめられてからも大分長い間決まらなかった。そういったことで、少しそういった監査委員も含めて、軽く見ているというか、そんなことも感じるものですから、事務局のほうへ確認して、なるべく早く監査委員の負担を軽減できるように申し入れさせてもらいます。

以上です。

それではよろしいですね。

4 協議事項（1） 報酬及び定数・政務活動費についての検討（第2回）

○議長（太田佳晴君）

次に、協議事項に入りたいと思います。

きょうは、報酬及び定数・政務活動費についての検討の第2回ということで、皆さんのところに資料がおわけしてありますけれども、確認を願いたいと思います。

今回の資料は、報酬及び定数・政務活動費についての検討という表紙の1枚と、資料1、2、3とありますけれども、皆さんありますね。

それでは、順番に進めていきたいと思います。

まず、1の前回までの検討状況の確認をさせていただきたいと思います。前回、3月19日の全員協議会の中でですけれども、ワーキンググループ3の取りまとめや、同規模の市議会など牧之原市の議員報酬の水準を比較しまして、基本的には議員報酬を引き上げていくということの皆さんの方向性を確認させていただきました。

それをもって、今後、報酬・定数・政務活動費はそれぞれ別の根拠づけで積み上げていき、最終的には三つの方向性が決まった時点で、それぞれ最終調整をして決めていきたいということ。

それともう1点は、その中で最初に報酬について検討し、その後定数、最後に政務活動費について検討するように今後スケジュールを組んでいくということで、この確認のもとに本日にありますけれども、今回は具体的に、昨年北上市議会を視察した際の資料等参考に、こちらでたたき台をつくり、皆さんに提示させていただいて、具体的な検討をしていくと、このようなことで確認をさせてもらい、きょう資料を準備させていただきました。

この点についてはよろしいでしょうか。こんなことで。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、具体的なたたき台について説明をさせていただきます。

まず、2に移りますけれども、適正な報酬額の算定ということなんですけれども、これ、なか

なかこうだという基本的な報酬の決め方とか、なぜこの金額になったというのは、なかなかこれは根拠づけというのは難しいと思います。

そういった中で、うちの牧之原市議会ではどんなことを根拠に決めていくかということなんですけれども、これは資料1の上にも書いてありますし、この2にも書いてありますけれども、昨年岩手県の北上市議会へ行きましたけれども、北上市議会や福島県の会津若松市議会でも採用されております。また、ことし議会での議員提案の研修会ということで吉田利宏先生をお招きして、条例のつくり方の研修会を行いましたけれども、この先生も推薦している、また北上市議会の報酬についても、実は北川正恭先生がずっとかかわっていて、ああいった資料づくりのときにも、かなりかかわってフォローしていたというお話を聞きました。

そういった中で、両先生も推薦をしている市長の活動時間、日数ですけれども、それと議員の活動時間を比較しまして、その率に市長の報酬、市長が現在81万円ですけれども、これと掛け合わせて、基本的な議員の報酬額を定める。それをもとにどうかということを検討していくと。これが一番妥当かなということで、まずはこれをたたき台に、いろんな数字をそろえてみました。それが資料1を見ていただきたいと思います。

資料1の議員活動モデルの算定ということで、本会議、議会運営委員会、総務委員会とありますけれども、これの本会議は基本的には開会中、本会議の開会がそれぞれの定例会事ごとで日時が定められておりますけれども、基本的にはその会期中は議員は拘束されるという基本的な考え方をもとにいくと、年4回の本会議、97日、また議会運営委員会が10日と、こういったことで、これを積み上げていくと、全員出た場合は100%、半分の議員の場合は50%、こういった率でモデル日数をはじき出していくと、これが110.3日でございます。これが法的に定められている会議で、次に市議会の規則等で定められている会議の議員全員協議会、総務建設委員会の協議会、文教厚生委員会の協議会等、これがモデル日数が同じように算出していきますと、これが34日となります。

裏面にいきまして、その他の活動として議会報告会、議員研修会、これらが7日ということになります。

この中には、当然きょうもそうですけれども、全員協議会に出て、またその後、当然委員会がある。その場合は、全員協議会ということで、委員会のほうはカウントせずに、1日という、そういう計算をしてあります。それを全て入れ込んでいくと、153日。片や市長は338日。市長の出席日数と比較して、議会は45.27%になります。この45.27%を市長報酬の81万円に掛け合わせますと、45.27%、36万6,687円という、こういったこの算定式でいくと基本的な金額がはじき出されます。

これを一つの押さえとしまして、例えばそれで資料2をごらんいただきたいと思います。資料2の下段になりますけれども、ケース1、ケース2、ケース3、この三つが一応ありますけれども、今たたき出した39万7,000円の数字は、基本的にはケース2の38万円、これに一番近いかと思えます。

ただ、資料3の県内の市議会議員の定数・議員報酬等一覧で比較しますと、この近隣の島田、焼津、掛川、藤枝、この辺が一番近隣の市、ここと比較したときに、島田市は37万円ですけれども、これが今はじき出したケース2に、基本的には一番近い数字だと思います。ただ、焼津、掛川、藤枝の場合は40万円ということですので、それに少し上乘せということで、40万円ぐらいが近隣の市の平均的な報酬額かなと思います。

この辺のたたき台を基本的に皆さんのご意見を伺って、16人がどのように牧之原市議会の報酬を考えていくかということ、ご検討いただきたいなど、そんなふうに思います。

今、一通り資料の説明をさせていただきましたけど、ご意見ありましたら、まずお願いします。

1点忘れたんですけども、これはあくまでも議会の中のいろんな会議、本会議も含めて会議ですけれども、それぞれ議員にはいろんな政務がございます。それは入れてありません。それが、どちらかというと、ある意味本会議中は拘束されているという、こういったことで置きかえればいいかなと思いますけれども、ただ、もし基本的には38万、37万円弱ですけれども、それを平均の40万円にしていくときに、それではそういう政務の部分も、そちらで加味するとかという、今度はそっちの算式をつくる必要もあると思うし、そういったことで考えて、この基本的な数字を捉えていただきたいと思います。

以上です。

それでは、質問をお願いします。

村田議員。

○10番（村田博英君）

確認ですけど、資料1の下の市議会規則等で定めてある会議というのは、全協が8日というのは、これはどういうあれですか。1年間で8日あるということですか。

○議長（太田佳晴君）

そうです。基本的には、きょうがこのカウントですけれども、本来であれば12ということですよ。でも、ほかの会議と重複している場合はそちらを優先するということで。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

算出方法としては、この計算式は非常に妥当で、またいろいろな方にご納得いただける計算式かなと思います。

いましがた議長からもお話がありましたように、あとは政務活動に対して報酬をつけていくか、いかないかというところになると思うんですね。政務活動費はまた別途の検討だというのは承知した上で話をするんですけど、政務活動費はあくまでも政務活動に対する経費であって、報酬ではありません。手当ではありません。政務活動をしたことに対して経費が出るのは、これからの検討ですけど、ある程度妥当かなと思います。逆に、政務活動に勤しんだことに対する手当、報酬というものも必要なのかなと思います。

この標準額に、また政務活動に従事した分というものを上乘せしていくことは必要かなと思

ます。

ちょっとこれは参考の話なんですけど、焼津市議会議員や島田市議会議員、仲よくされている方にお話を聞いているんですが、例えば焼津だと、ここに載っています40万円ですね。40万1,800円。また、島田も37万円と。一生懸命やると全然足りないよということはお聞きしていて、一旦上げるとなると、もちろん市民皆さんからいろいろなご意見があるとは思いますが、どうしたって感情的な批判もあると思うんですね。ただ、一旦上げるとなると、もう次はなかなか上げられないということを考えると、やはり必要な部分というものは遠慮せずに提示していく、ご理解をいただくという部分は必要かなとは思いますが。

○議長（太田佳晴君）

当然政務活動費と議員報酬の部分を絡めた中で総額としてやはり市民は考えるし、しっかり説明するときに根拠づけを我々議会がしっかりしないといけないものですから、その辺の根拠は当然しっかりしないといけないと思います。

そういった中で、このケース1、ケース2、ケース3という、こういう形に一応させてもらったのは、基本ベースが37万円弱になりますけれども、今言った、例えば政務活動費を、どのように我々16人が考えるかという、そのときに、それでは政務活動費も含めて40までにとというぐらいに持っていくのかというのは、少し考えながら、この方針をどうするかということも別々に考えるとはいえ、それはやっぱり考えながらということで、決めていかなければならないなど、そんなふうにあります。

それで、ちなみにこの資料2を見ていただきたいんですけども、上の欄の議員報酬・期末手当の推移と資産というところの、平成15年度、これは合併直前の旧榛原町、相良町の報酬・期末手当の合計額でございます。1億1,900万円。この金額が18年合併後に、定数が合計32から22になったときの金額の合計の推移です。それで、合併に当たって、新市の牧之原市の議員の報酬をどのように決めるかというときに、第一の基本は報酬の設定の根拠は、合併前の総額を上回らないと、これが根拠だったと記憶しております。その中で、今回ケース1、ケース2、ケース3を捉えてみますと、例えば議員報酬40に、ここにまで持っていったときに、この先ほどの合併のときに基本的な考え方、これよりもまだ下回っているんです、1,300万円。それはなぜこうなるかという、定数をやはり合併協で決めた22から、我々議会が16まで自発的に削減してきた、その経緯の中で、全く報酬のことは考えなかったという、これでこれだけの差が開いているんですけども、だからこれは十分市民には、今言った合併するときの根拠から、また今の議員が置かれている立場から、それは説明できる数字だと思います。

ただ、それについては低いから上げるということではなくて、再三言わせてもらいますけれども、こういったことで合併前の議会とは違う、また合併直後の議会とは、これだけ違うやはり議会としての活動をしているということ、市民にしっかり説明できる、その根拠づけを持って、やはりこの16人が一つの考え方で市民の皆さんに説明していくということが、一番大事じゃないかなと思います。

そういったことで、いろんな議論を尽くしてもらって、どこに基本を議員の皆さんが置くかということで、統一見解を出していただきたいなど、そんなふうに思いますので、いろんな意見をお願いしたいなと思います。

植田議員。

○ 9 番（植田博巳君）

ケース 1、ケース 2、ケース 3 の額の決定の説明の中で、ケース 1 の 40 万円というのは、近隣の焼津等の市と比較したよということで、ケース 2 とケース 3 はどのようなことですか。実際、この報酬算出の額が 36 万 6,000 円余ということなので、これを見ると 36 万円という数字が出てきてもいいのかなと思ったんだけど、それが 35 万円と 38 万円となっているんだけど、そこら辺の理由を教えてください。

○ 議長（太田佳晴君）

実は、基本的な押さえとして、押さえの考えの中で、今 27 万円ですけれども、これを例えば菊川とか御前崎、この辺の数字に持っていくなら、それはそんなに根拠づけというのは必要ないかと思います。ただ、やはり 27 万円から 10 万円以上も上げるといときには、一つの基本的な考え方を持って、根拠をある意味つくる部分でないと、なかなかそこまで持っていけることができないなど、そんな感じがありました。そういったことで、基本的にはやはり 35 から 40 というのが、本当の市議会として、やはり近隣の先ほど来言う、島田、焼津、掛川、藤枝と肩を並べるには、そこを押さえて考えていかないとという思いがあったものですから、ある意味そういった数字になるような、この算式を考えたのは事実です。

そういったことで、例えば本会議も会期中は拘束されるという、基本的なこの辺の考え方をしっかり持たないと、とてもここまで数字を上げられないものですから、それがあります。だから、35 から 40 の間でどうかなというところで、こういったのを出したところがちょうど 37 万円ぐらいの数字が出てきたものですから、上下 40 と 35 というケースを設定させてもらって、それをたたき台ということで提示させていただきました。これが私の根拠です。

○ 9 番（植田博巳君）

このようにちゃんとした算定根拠が出ているので、それを 36 万 6,000 余という数字になれば、36 万円とか 37 万円というケースとして本来は出るべきであって、そのケースが近隣市町と・・・したよというような理由でもいいのかなと。

近隣市町の額を決めて 35 から 40 を設定しておいて、この範囲内に入っているというか、前後ということじゃなくて、こういうような根拠が出たのであれば、36 万円か 37 万円が妥当でしょうという線がケースとして出て、この根拠として近隣市町と比較するとニアイコールになりますという説明でもいいのかなと、私はそう思いますけど。

○ 議長（太田佳晴君）

わかりました。それについては、やはり基本的な牧之原市の議員の報酬をどこにするかという、その作業をする。この根拠だけでは設定できない。それは先ほども説明してもらった、全くこれ

には政務が入っていないです。政務が。だから、もし仮に今回は、先ほど平口議員が言われたように、まずこういった機会はそんなに何回も、それは持てない。だから、慎重かつやはり先のことを考えてというときに、これはあくまでも先ほど来説明している、この算出のモデルケースのこれに基づいているものですから、その枠というのは政務の部分をどういうふうに加味するかということになったときに、それも考えていただければいいかなと思います。

植田議員が言うような、これをもって、これでいくなら、それはそれで16人の議員が統一見解とすれば、それはいいと思います。

植田議員。

○9番（植田博巳君）

政務調査費のほうは別途で積み上げていくということで、それは了解しているし、そういう形でないといけないもので、今回この場合については、こういう算定根拠が出たやつが36万6,687円ですということだけで置いておいて、政務調査費が出てきた時点でケースを制定するというような形でないと、もうケース1、2、3で決まりというか、ほかの選択肢がないような形になっちゃうので、やはり算定根拠の経過途中だと思うので、これは36万6,000円出っ放しの数字でこういう数字が出ましたよと、現状では置いておいたほうがいいのかと思います。

○議長（太田佳晴君）

それでは、とりあえず報酬・定数・政務活動費という段階を持っていく中で、今回の報酬については、このベースとなる36万円ということで、とりあえずこの報酬額は決めるというか、おいて、最終的な調整の中でどうするかという、そういうことですね。

○9番（植田博巳君）

ケースで決めちゃうと、ここで確定しちゃう感覚があるので。

○議長（太田佳晴君）

確定ではないです。いずれにしても、先ほど来言うように、最終的にはその三つを考えて、調整という、最後の調整がありますので。基本的な考え方はそういったことでわかりました。

ほかはどうですか、ご意見は。

中野議員。

○13番（中野康子君）

私もこの議員の報酬の算出の仕方というのは、すごい一番わかりやすいし、説得力もあるし、ぜひこれで進めていっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどから植田さんがおっしゃるように36万6,687円と出ているものですから、37にするのか36にするのか、そのほうを考えてもいいかなというふうに思いました。

○議長（太田佳晴君）

ほかにご意見どうですか。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

この算出方法も一つだとは思いますが、この方式は単純に市長と議員の活動日数で比較しているわけですよ。議員の職務内容と市長の職務内容って違うじゃないですか。にもかかわらず、ただ単純に日数だけを比較してこういう算式にするというのはいかなものかというのが、一つあります。

では、どういうふうに計算すればいいのかといえば、ちょっと難しいんですけども、やっぱりその辺も、この算出方法に、そうした職務内容の差異というか、市長と議員の、その辺も何らかの方法で反映できるような形にしないと、例えば単純に市民の皆さんから、市長と議員の職務は違うじゃないか、何でそのくせ単純に活動日数だけで比較できるのって言われちゃったときに、ちょっと困るなというふうな気がするんですよ。なので、単純に市長と議員の活動日数だけで算出するこの算出方式は、ちょっと危ないかなというふうな気があります。これは一つの意見です。別にこの方式を批判しているわけではなくて。

○議長（太田佳晴君）

わかりました。あくまでも、今回のこの算出というのは、これをベースに基本的な金額を決めて、今、大井議員も言われたように、政務の部分ですよ、基本的には。政務の部分と市長と議員の議会活動についても内容が違うということなんですけれども、それをどういうふうにするかというのは、なかなか根拠が難しいもので、一つの考え方としてということで、こういうふうにしたものですから、政務の部分については、またしっかり皆さんで意見をもらって、最終的にこれを市民に説明するときには、当然今のことは議員の活動はこうだということを、もっと詳細に資料づくりをして示していかないといけないものですから、ただこれを市民に、これだと進まないで北川市に行っていたらいいような、ああいう資料をまた市民に説明できるような材料をそろえていくというときには、当然今、大井議員が言われたようなことも加味して、当然根拠づくりをしたいなと、そんなふうに思っております。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

一つの自分の案としては、この検討案方式に、例えばですよ、掛ける0.7とか掛ける0.8とかいうような、そういう形で按分で盛り込んだら、もう少しリアルな数字がはじき出されるような気がするんです。その辺もちょっと考えました。

○議長（太田佳晴君）

その0.7とか0.8というのは、それはどういう。

○7番（大井俊彦君）

単純に、例えば頭の中で市長の職務と議員の職務とを比較したときに、10対10じゃなくして、いろいろ難しい部分があるんですけども、例えばの話で、例えば市長が10とした場合に議員が7とかというようなことも、一つ按分として考えられなくもないと。根拠で何で0.7だと言われると困っちゃうんですけども、多分わかってもらえるかと思うんですけども、市長の職務と

議員の職務と比較して、そういった形の按分をはじき出せば、少し、もうちょっと現実的な活動日数に近づけるかなというふうに思いました。

○議長（太田佳晴君）

ただ、ちょっと意見させてもらおうと、この間の北川先生の話もあるように、やはりこれからの地方を変えるのは議会だという、こういったことで二元代表制のもとに、市長と議会はやはり対等という立場で考えたときに、やはりみずから市長の何掛けというものを議会が認めちゃうということは、少し市民に説明するときに弱いかなということも、私自身がちょっとそんなふうに思ったものですから、それは私の意見として、また皆さんがそういうことで要請すれば、そういう方向でいけばいいと思うんですけど。

○7番（大井俊彦君）

一つの意見ですので。

○議長（太田佳晴君）

わかりました。

大石議員。

○14番（大石和央君）

今算出方法の妥当性みたいな議論になっているわけなんですけれども、一つの根拠として示されたということで、市長と議員の仕事は質はどうかというふうなことが言われて、それはやはり議長も言われたように、二元代表制の中で、当然同じ仕事をやっているわけではないわけで、しかしながら、それぞれの二元代表制の中で仕事をしていくという意味においたら、全く同じ仕事をしているということになるわけですので、その辺の、重い軽いということはないだろうというのが、まず第1点です。

それから第2点目は、こうした算出方法の妥当性について、これだけ資料が出てきました。さらに、どういった資料が算出方法としてあるのかも踏まえた上で、これを一旦報酬審に諮ると。この方法、現状の報酬と、こうした算出方法で妥当性があるのかも含めて、意見を聞いてみるということも必要ではないかと。

もちろん、そこをした中で報酬審のほうが、きちんと議員報酬について結論を出してくればいいわけなんですけど、金額的にね。そこまでいかななくても、少なくとも、こうした算出方法で市議会の議員の報酬が妥当性に欠けているのではないかなというようなことを、もし報酬審が現状を認めたならば、さらにそれを根拠として市民に示しやすいのかなというふうに思いましたので、よければもう少し、この資料を強化して、補強して、一旦報酬審に意見を聞いてみるというようなやり方もあるのではないかなということ、提案をいたします。

○議長（太田佳晴君）

今、大石議員のほうから、まずこの段階で報酬審のほうへお伺いを立てるといような一つの考え方も出ましたけれども、その点についてはどうでしょうか。

村田議員。

○10番（村田博英君）

報酬審がどういうメンバーなのかちょっと、あれなんです、こういう内容で出してみるよといったときには、議会から出てきた報酬の改定、アップ、単純に計算すると10万円アップということになるんですよね。この辺も含めて、大井議員も言っていた、その辺がちょっと気になるんですよね。10万円というと、この前富山市議会が10万円上げて叩かれたのありますけどね。それはともかくとして、そういう額自体、いわゆるお手盛りなわけですよ、我々が考えた。

それが妥当かどうかということについて、よくよく審議会の皆さんによく説明をしないと、審議会が最終、自分たちで決めた金額というふうにとられちゃうと、ちょっとまずいかなと。

その辺もちゃんとしっかりもう1回考えた上で、とりあえず出してみるということなら、私はかわないかなと思いますけどね。

○議長（太田佳晴君）

どうでしょうか。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

私も、先ほどの大石議員がおっしゃられたように、根拠に基づいた金額が出ているものですから、報酬審にこの状態で確認するというのがいいんじゃないかなと思います。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

先ほど大井議員から根拠性について話があったんだけど、要するに市長と議員との業務の内容が違うでしょうという、当然選挙で選ばれた二元代表ですから、どの業務内容がかわっても同じだと思うんですけども、市民からは、どうしても業務が違うでしょうという話が出ると思うので、やっぱり、僕もワーキングというかグループ3のときにお話しましたけれども、今現在の市役所の事務分掌、部長課長とか、そういう業務の責任の所在とか責務というのが全部書いているわけですね。それと議員と今やっている行動内容をある程度比較して、妥当なところが課長クラスだとか、部長クラスとか、係長クラスというのも業務内容から出てくるのかなと思うんですけども、そこら辺の比較も合わせて根拠的に出したらどうか。資料として検討の土台として出せばどうかと思うんですけど、いかがですかね。

要するに、我々がやっている業務というか事務は部長クラスの責任ある判断をするような職務なのか、課長クラスの判断をする程度なのかとか、そういった業務分担しか参考例としては、市の事務分掌しかないのかなと思うんですけど。ちょっと難しいかもしれないですけどね。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

結局、何かの対比ということになると、例えば市長だったら常勤職ですよ、我々は非常勤で、

会議があれば出てくるけど、市長の仕事をはっきり把握しているわけではないんですが……。常勤じゃない。じゃあ、執務がなければ休むということですか。

ごめんなさい、私の勘違いでした。そうは言っても、これだけの日数出てきているということは、会議がないときでも市長室につめていることもあると思うんですね。そういった意味で、公選職、我々議員も首長も時間労務に対して対価をいただいているわけではないと思うんですよ。たとえ30分の会議でも、重要な議論をして重要な決定をすれば、それは非常に意味のある仕事をこなしたと思うんですね。どうしても、市民皆さんは時間労務のことばかりやっぱりベースにあるから、日数が市長より少ない、だったら減らせという話にもなってくると思うんですけど、我々がやっていることは時間労務ではないということを思えば、首長に対して、もしくは職員に対して、仕事の内容を完璧にはすり合わせられないと思うんですよ。彼らは作業に従事する場合もあると思うんですよ、データ打ちとかそういう。そういう作業というのは我々はないので、そういった意味で、完璧にすり合わせることはできない中で、妥当な計算式だと私は先ほど思ったんですね。

今議題になっている、報酬審にかけるか、かけないかというところなんですけど、結局は議員報酬って固定費なんですよ。固定費、コストですよ。コストを増大させるといえば、どんな人でも感情的な批判というのはあると思うんですよ。そういうところを感情的批判を抜いて、金額ではなくて、算出方法の妥当性を図るという部分であればかけてみるのはいいかなと思います。

ただ、例示としてこの36万何がしというのは出るとは思います。ただ、この金額が10万円上がるからどうじゃなくて、この算出方法はどうですかということで、お諮りをするのはいい妙案の一つかなとは思いますが。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

特別職報酬審議会へかける、かけないで話が出ていますけれども、私の経験からいくと、特別職報酬審議会というのは、出された金額に対して妥当かどうかということ判断する場であって、算出式が妥当かどうかという判断をするところではないと思うんですよ。その辺も少し考えたほうがいいと思います。

○議長（太田佳晴君）

ご意見、どうでしょうか。

良知議員。

○11番（良知義廣君）

私の過去の経験から、今、大井さんが言ったことが妥当であろうと。これは計算上出たことですから、そこにプラスになるとかマイナスになるのかというのをしんしゃくしながら考えて、一旦報酬審に出した以上は、それで決定しちゃうというのが、まずもって決め方だと思いますので、これは慎重に、もうちょっと慎重に私はやったほうがいいというふうに思っています。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

私の言葉の選び方が悪かったと思うんですけど、報酬審議会にきっちりかけるのではなくて、助言をいただくということすらも不可能なのかどうか。助言をいただくということはできるのかなとは思ったんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○議長（太田佳晴君）

少し私の考えているタイムスケジュールを話させてもらおうと、前々から言うように、自分の2年の任期の中で一定の結論を出したいというのが、これが基本でした。基本で、それにはやはり、市民に説明できる材料をしっかりと議会がつくって、それをもって報酬をという、これが基本です。

それに基づいて政策立案できるこの議会をしっかりと形づくる、それができたときに初めて市民に説明ができるかなと、そんな思いでいたものですから、なかなか最初から報酬の話もできなかった部分があるんですけども、これで始まって、一定の議会の考え方がしっかりとまとまったところで、まとまったところで市民に説明会を開く。それをもって、いろいろやっぱり、この間北川先生からも言われたように、当然市民からボコボコに叩かれると。しかし、叩かれなさいという、それも言われました。

だから、そのときに、叩かれたときに議会が目指す方向性と、今やっていることをしっかりと市民に説明して、それで議会がこの16人が一つに考え方をまとめて、それをもって報酬審のほうへというふうに、自分のイメージは考えておりました。

ただ、これは再三言うように、16人の総意でいかないと、皆ばらばらの中で、俺はこう思ったけどこうだと言うと、それが一番やっぱり、こんな大きなことをやるときに、それは必ず北川先生も、私の考えをこの間お話ししましたら、今の議長の考えでいくと、前のめりになり過ぎていると。2年というね。やはり、市民にしっかりと説明できるものをというの、先ほど言った北川先生の助言でした。

ただ、その反面、北川先生がおっしゃっていたのは、全面的に牧之原市議会の支援をして、今後協力はしてくれるということはこの間も言ってくれました。だから、そういった意味でどういう方法でプロセスを踏んでいくか、いいというのは、そういったことも参考にしながら、皆さんで決めてもらえると思いますけれども、ただ、失敗は許されないという、それがあるものですから、なかなか慎重にいかないとというのは思います。

良知議員も言われたように、私も報酬審に出すときには、しっかりしたものを出して、これで議会はこういうことで市民にも説明をしっかりと、それでこういった活動をやっていく、それをもってこうしてどうだということと言ったほうがいいかなというふうには思っておりました。

以上です。

吉田議員。

○4番（吉田富士雄君）

今計算方式とか、そういうのではなくて、社会的にというか、今議員になり手がいないという社会的に。やはり、この27万円の報酬では生活はできないと思います。一応。

そういうことで、これから若い人が出てくるためには、それだけの生活できるだけの報酬でないと出馬する人がいないというのが現状。それはNHKのニュースの中でも言っているし、そういう社会的な流れの中で、この27万円というのが妥当ではないというのは、そういうことをやっぱり言っていないと、今現在のことを言うんじゃないで、将来に向けて、このままではちょっと生活ができないから、いろいろの面をこの計算方式とかそういうものじゃなくても、社会的、日本の社会で政治家のなり手がいないというか、市議会に出たり町議会だ、出る人がいないというのが現状で、わかっているし、そういうのもいろいろなことを出して、市民に知らせることも必要じゃないかなと思います。

○議長（太田佳晴君）

そういったことを踏まえて、今やっているものですから、当然そういった考え方で。

それではどうしますか。とりあえずきょう、こういった形で基本的なたたき台は出させてもらったんですけども、もう少しこれをベースに、もう少し資料をこちらでつくっていくか、これはとりあえず置いておいて、次の定数、入っていくか、報酬審へまずこれをもってお伺いを立てるかという。

ただ、報酬審も決まっていらないものを少し検討というのはどうかなと思います、それは。どうしたいかと聞かれたときに、こちらも今の状態だと答えられないものですから。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

いずれにしても、このレベルで、この段階で報酬審へかけるべきじゃないし、むこうもかけられても困りますよ。何をじゃあ判断するのと言われてたら、もうちょっと煮詰めてからかけないと。今の段階では、報酬審議会としても判断しようがないと思いますよ。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

いろいろ皆様のご意見を聞いて勉強になりました。

では今後、私の思いなんですけど、今後、この標準報酬額を算出しました。今後は政務の部分を加味して加算するか、いろいろなもろもろを勘案して減額するか、加算するか、このままでいくのかということは、議論はすべきだと思います。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

まず、こういうものを考えるときは、全体的に考えないといけないと思うんですよ。計算式と

か、それはある種説得する材料であって、今こんなに上げるのと、そういう世間一般的な一般常識、これをよく考えて、我々は市民の代表ですから、それをよく考えてやらないと、今から議会報告会がありますけど、そういうところの話題も出てくるんですよ。もう既に言われていますから。そういうところも、よく聞いた上で勉強して、もう1回やるということで、審議会に、37万掛ける8とか2割減とか、その妥当性をもう1回やったほうがいいと思いますけどね。

○議長（太田佳晴君）

どうでしょうか。きょうは。ただ、時間がそんなにないと思うので。

名波議員。

○8番（名波喜久君）

急いでやるという気持ちはわかるんだけど、やっぱり、今皆から話も出たように、本当に慎重にやらないと、今言ったようないろんな問題が出てきていること、それをクリアしていかないといけないと思うし、報酬審だって、そこで途中で出て検討してという話をしたって、むこうも返事はできないと思うし、もし出されれば報酬審の責任もいろいろ出てくると思うし、話も真剣になると思うんですよ。だから、そのためにはやっぱり、慎重にこの資料については、もうちょっと時間をかけてやらないといけないかなと、そういうことで、今すぐここで決めたいと、そういう気持ちはないです。

○議長（太田佳晴君）

当然、今決めるという話じゃないんですけど、今後の方向をちゃんと決めていかないと、時間だけが過ぎていくだけになるもので。

大石議員、どう。相対的な意見とすると、これをこのまま報酬審といっても、報酬審が・・・と思うけど。

○14番（大石和央君）

そのほうがいいかなと思ったんですけども、皆さんがどういう観点かというのは・・・。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

一応、報酬についてはこういう算出、算定根拠というのが、今までなかったのがこういう形で見出されているので、これはこれで僕はいいと思うんだよね。その後に、全体のいろんな皆さんの意見があったような条件を付加して調整するという話になると思うんですけども、だから、もう次は政務調査費のほうの検討に入っていてもいいのかなと、私は思いますけどね。

○議長（太田佳晴君）

それでは、こういうことでどうでしょうか。とりあえず、この算出された数字は置いておいて、次の、基本的には定数だけど入っていくと。それで、その間にまた資料はしっかり説明できる資料をそろえさせてもらって、最終調整は算定していくことになるものですから、それをしっかり議会の統一見解を決めていくというようなことで、とりあえずきょうはこういったことで確認を

していただくということで、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、また近いうちに皆さんに次の段階でのお話をお願いしたいと思います。

5 その他 (1) 牧之原市議会運営〔申し合わせ事項〕差しかえについて

○議長（太田佳晴君）

その他。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

お手元に申し合わせ事項の差しかえ分を配付させていただきました。改元に伴う申し合わせの中で、定例会の文言等変わりましたので、それで表紙と目次、それから89ページから92ページ、それから103ページから最終111ページまで入れてありますので、申しわけありませんが、各自お持ちになっております申し合わせ事項のほうの差しかえのほう、よろしく願いいたします。

それともう1点、先ほど市長のほうのありました、オーシャンプリンセス、一応最終確認で11名ということで、あした聞いていますので、時間に間に合うよう、10時間に合うように、すみませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

本日から議会報告会始まりますが、想定される市民からの質問で、どうしてもI Rということがひょっとしたら出てくる可能性もあると思うんですね。議会として意思決定もしていませんし、統一見解もない中で、I Rの質問が出てきたらこうするというのを、ちょっと決めておいていただけると、議長が答えるとか、こういう答えを用意しておくとか、そういうことをちょっと今お聞きしたいんですけども。

○議長（太田佳晴君）

I Rについては、まだ決まっていないというのが現状ですから、しっかり次の段階の報告も市長からないし、議会としての答えようもないと思うものですから、そういったことで、私に言っただけであれば、現段階ではということで、お答えするのが一番いいかと思います。

○5番（平口朋彦君）

わかりました。

○議長（太田佳晴君）

よろしいですね、それで。

それでは、以上で全員協議会を終了します。お疲れさまでした。

[午前 11時45分 閉会]